

事務連絡
令和2年2月20日

群馬土地家屋調査士会総務部長 表野真拓 殿

前橋地方法務局
首席登記官（不動産登記担当） 宮崎



首席登記官（法人登記担当） 若月



登記手続案内への名称変更について（御依頼）

平素から、登記行政に御理解と御協力を賜り深謝申し上げます。

さて、これまで登記所の窓口において実施してきた登記相談の趣旨及び内容をより明確な表現とするため、本年3月1日から「登記相談」の呼称を「登記手続案内」と改めることに伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御協力いただきたくお願いいたします。

記

1 資格者代理人団体の無料相談の紹介

登記手続案内は、利用者に対して、記載例等の一般的な説明をするにとどめ、申請書の作成、添付書面の作成、登記原因の有効性（添付書類等から一見して判明する場合を除く。）について質問された場合は、資格者代理人団体の無料相談等を紹介します。

また、登記手続案内の利用者は、原則として登記の申請及び法定相続情報一覧図の保管又は写しの交付の申出を予定する当事者本人に限り、当事者本人以外の者から登記手続案内を利用したい旨の申出があった場合は、資格者代理人団体の無料相談等を紹介します。

2 資格者代理人からの照会

資格者代理人は、登記手続案内の対象とはなりません。資格者代理人が登記に関する照会をする際には、別添登記照会票により、必ず資格者代理人の意見及び根拠資料を添付した上で、書面で照会してください。

3 上記2の照会に対する回答

資格者代理人からの照会に対する回答を行う場合、提示された意見及び根拠資料から回答できる範囲で回答することとし、当該範囲で回答できない場合は、その旨回答します。

なお、資格者代理人の意見及び根拠資料が提示されない照会、特に疑義がないにもかかわらず、申請が受理されるか否かといった照会及び却下相当とされた事案について、どのように申請すれば受理されるかといった照会に対しては、回答することができません。

1については、今まで法務局が一般の方に対する相談業務の取扱いの変更です。

2・3については各会員への案内となります。別添資料を活用下さい。

